

## ハート Wi-Fi アクセスポイント設置約款

株式会社ハートネットワーク

### 第1条 (約款の適用)

当社は、このハート Wi-Fi アクセスポイント設置約款（以下「約款」といいます）を定め、別に定めるインターネット約款、4G プラス約款、ハート光サービス規約と合わせハート Wi-Fi アクセスポイントサービスを提供します。

### 第2条 (設備の設置)

契約者は、その管理・運営する物件の一部に、当社が本約款の規定に従い無線送受信設備等(以下「本設備」という)を設置することを承諾するものとします。

### 第3条 (設備の所有)

当社が設置する本設備の所有権は当社にあるものとします。

2. 当社は、設置する本設備を設置場所でのみ使用し、他の目的に使用することはいたしません。

### 第4条 (最低利用期間)

最低利用期間は、設置完了月から1年間とします。

### 第5条 (物件への立ち入り)

当社または当社の関係者は、本設備の故障修理等の緊急時に、休日・夜間を問わず本物件に立ち入ることがあります。但し、その際当社は契約者の指示に従い契約者が定める所定の手続を遵守いたします。

### 第6条 (修繕等)

修繕等とは、本設備の不具合または本設備に起因する不具合を復旧することであり、本設備に新機能の付加、機能の変更または増設することではありません。

2. 本設備の補修および本設備に起因する契約者の施設・設備の補修の必要が生じたときは、当社は、契約者に速やかにこの旨を書面にて通知し、契約者の承諾を得てこれを補修することができ、契約者は、設置者に対しこれを補修することを要求することができます。
3. 前項の補修工事に要する費用は当社が負担いたします。
4. 契約者は、補修工事に関して当社に協力していただきます。

### 第7条 (追加工事)

当社が本物件において、本設備に新機能の付加、機能の変更または増設等の追加工事を行うことが必要となる場合があります。その際、工事内容・工事日程等を2週間前までに契約者に対して書面にて通知し、契約者の承諾を得て行うこととします。

2. 契約者の都合により本設備の一部を撤去・移設する場合は、その撤去・移設費用は契約者が負担するものとします。

### 第8条 (重要事項変更の通知)

当社または契約者において、住所・商号・代表者その他重要な変更があったときは、遅滞なく書面により相手方に通知するものとします。

### 第9条 (最低利用期間内解約)

契約者が本契約の最低利用期間中に解約を希望する場合は、解約希望月の締日（※付帯する回線契約による）までに書面により相手方に申し入れることにより、期間内であっても解約できるものとします。但し、契約者は、当社に対し下記の違約金を支払うものとします。

違約金 サービス 1ヶ月分の月額利用料

#### 第10条（契約の終了）

天災地変・官公庁の規制・第三者要因、その他不可抗力により本設備が使用不能となったときは、本契約は当然終了するものとします。

2. 契約者が本物件の所有権を移転または喪失した場合は、本契約上の地位を失い、本契約は、移転日または喪失日をもって終了するものとします。

#### 第11条（免責）

本物件が天災地変・火災等契約者の責に帰さない事由によって損壊した場合の設置者の損害については、契約者はこの責任を負わないものとします。

#### 第12条（機密の保持）

当社および契約者は、本契約について関連して知り得た相手方の業務上の機密を第三者に漏洩してはならず、本契約終了後も同様とします。

#### 付則

- 1 この約款は、平成24年5月1日より施行します。
- 2 この約款の改正は、令和8年1月1日より施行します。